

2026 年 9 月 1 日

お客さま各位

株式会社福島銀行

預金規程等改定のお知らせ

株式会社福島銀行では、政府方針に基づく「手形・小切手機能の全面電子化」をふまえて、下記の預金規程等を改定することについてお知らせします。

記

1. 改定日

2026 年 10 月 1 日（木）

2. 改定する預金規程等

- （１）当座勘定規程（一般用）
- （２）普通預金規程
- （３）定期性預金共通規程
- （４）積立定期預金規程
- （５）振込規程
- （６）代金取立規程

3. 改定内容

以下の条項を改定いたします。（下線部が追加・改定の部分）

改定前	改定後
【当座勘定規程（一般用）】 1. 当座勘定への受入 （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 7. 手形、小切手の支払いの範囲 （１）小切手が支払いのために呈示された場	【当座勘定規程（一般用）】 1. 当座勘定への受入 （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 7. 手形、小切手の支払いの範囲 （１）小切手が支払いのために呈示された場合、ま

合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手、当行所定の払戻請求書または<ふくぎん>法人インターネットサービス利用規定に基づき当行のタブレット端末を使用してください。 8. 手形、小切手用紙 (1) 当行を支払人とする小切手または口座開設店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 (2) 口座開設店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 17. 振出日、受取人記載もれの手形、小切手 (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡をすることなく支払うことができるものとします。 18. 線引小切手の取扱い (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏書に届出印の押捺（または届出の署名）があると	たは手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手、当行所定の払戻請求書または<ふくぎん>法人インターネットサービス利用規定に基づき当行のタブレット端末を使用してください。<u>なお、小切手を使用される場合は、2026 年 9 月 30 日までに振り出されたものに限りです。</u> 8. 手形・小切手用紙 (1) 当行を支払人とする小切手または口座開設店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u> (2) 口座開設店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることかつ、<u>2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> 17. 振出日、受取人記載もれの手形、小切手 (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡をすることなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 18. 線引小切手の取扱い (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏書に届出印の押捺（または届出の署名）があるときは、そ
--	--

きは、その持参人に支払うことができるものとします。

約束手形用法

2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名押印に際しては、口座開設店へお届けの印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。

3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

為替手形用法

3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。

4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

小切手用法

2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示

の持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。

約束手形用法

2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名押印に際しては、口座開設店へお届けの印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。また、2026年10月1日以降に振り出されたものは、当座勘定から支払いません。

3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

為替手形用法

3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。また、2026年10月1日以降に振り出されたものは、当座勘定から支払いません。

4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。

小切手用法

2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おき

をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

【普通預金規程】

3. 証券類の受入れ

(1) この預金口座には、現金のほか手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

【定期性預金共通規程】

3. 証券類の受入れ

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

【積立定期預金規程】

2. 預金の預入れ等

(1) この預金の満期指定型は1か月以上5年までの期間内で受取日を指定し（以下「受取指定日」といいます。）、毎月口座振替の方法により預入れるものとします。エンドレス型は期間を定めず、毎月口座振替の方法により預入れるほか、現金、小切手その他の証券で直ちに取立ができるものにより預入れるものとします。

【振込規程】

5. 証券類による振込

当行の本支店および当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込を受ける場合には、支払場所が振込取扱店以外の小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。

ください。なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

【普通預金規程】

3. 証券類の受入れ

(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。

【定期性預金共通規程】

3. 証券類の受入れ

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。

【積立定期預金規程】

2. 預金の預入れ等

(1) この預金の満期指定型は1か月以上5年までの期間内で受取日を指定し（以下「受取指定日」といいます。）、毎月口座振替の方法により預入れるものとします。エンドレス型は期間を定めず、毎月口座振替の方法により預入れるほか、現金、小切手その他の証券で直ちに取立ができるものにより預入れるものとします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。

【振込規程】

5. 証券類による振込

当行の本支店および当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込を受ける場合には、支払場所が振込取扱店以外の小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入

【代金取立規程】 1. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。	<u>れません。</u> 【代金取立規程】 1. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>
--	---

以上